



# 熊本県公報

第 1 2 3 3 3 号

平成 26 年 7 月 15 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○ 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (三角加入区) …… (団体支援課)	1
○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 …… (健康危機管理課)	1
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告 …… (建築課)	2
<b>登 載 依 頼</b>	
○ X線マイクロアナライザ装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格等 …… (警察本部科学捜査研究所)	2
○ X線マイクロアナライザ装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施 …… ( " )	3
○ 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則 …… (高校教育課)	6
○ 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 …… ( " )	7
○ 平成 26 年度第 1 回熊本県行政文書等管理委員会の開催 …… (熊本県行政文書等管理委員会)	7
<b>正 誤</b>	
○ 平成 26 年 6 月 1 日熊本県公告第 302 号の 3 (財政事情の公表) 中 …… (財政課)	7

## 告 示

### 熊本県告示第 731 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令 (昭和 27 年政令第 68 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 26 年 7 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 の 名 称  
三角加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
宇城市三角町戸馳 4 2 8 3 番地 坂本 勝藏  
宇城市三角町中村 1 4 2 0 番地 田代 龍也  
宇城市三角町三角浦 5 0 3 番地 中野 利信
- 3 法 第 1 1 3 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合  
三角町漁業協同組合
- 4 縦 覧 期 間  
平成 26 年 7 月 15 日から平成 26 年 7 月 29 日まで
- 5 縦 覧 場 所  
三角町漁業協同組合

## 公 告

### 熊本県公告第 373 号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。) 第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則 (平成 7 年熊本県規則第 51 号) 第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 26 年 7 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬 (ザナミビル水和物 5 ミリグラム)

- 20 ブリスター 29,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県健康福祉部健康危機管理課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年6月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
グラクソ・スミスクライン株式会社  
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号
- 5 随意契約に係る契約金額  
73,288,800円（うち消費税及び地方消費税の額5,428,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号に該当するため。

**熊本県公告第374号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成26年7月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島字町下2514番1、同2514番6、同2514番7、同2518番1及び同2518番7  
3,197.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇城市豊野町糸石1366番地5  
株式会社 光聖

**登載依頼**

**熊本県警察本部告示第9号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成26年7月15日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 競争入札に付する事項  
X線マイクロアナライザ装置の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる  
ところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成26年7月30日（水）午後5時までの日（閉庁日を除く。）の  
午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに  
随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31  
日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊研公告第82号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月15日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務（賃貸借）の名称  
X線マイクロアナライザ装置の保守を含む賃貸借
- (2) 賃貸借に係る入札・契約担当部局  
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務係
- (3) 借入物品、数量及び品質  
X線マイクロアナライザ装置一式  
なお、借入物品の種別、数量及び品質（仕様）等は、X線マイクロアナライザ装置入札・要求仕様書（以下「入札・要求仕様書」という。）のとおりとする。
- (4) 借入期間  
平成26年12月1日から平成33年11月30日まで
- (5) 履行（納入）場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システム利用者登録を既に行っている者にしては、公表後、次のアからウまでのいずれかにかつ、4(3)アの電子入札システムによる入札を受ける者を除き、紙入札による入札はできない。紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、1ヶ月当たりの借入（保守料込み）の代金とする。見積もりに当たっては、84ヶ月賃借料率で計算すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間  
公告の日から平成26年7月30日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更

- 生計画認可の決定を受けていること。  
 (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者は、申立てを受理する者（第 2 条第 2 項第 1 号）にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受け、業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。  
 (4) 熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。  
 (5) 入札・要求仕様書の内容を満した者であること。  
 (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。又は暴力的に非難されるべき関係を有しているとき。  
 ア 役員等が、暴力団員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの積極的な暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているとき。  
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。  
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。  
 ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条に規定するものをいう。  
 ※ 役員等とは、個人である若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。  
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (6) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
 ア 競争入札参加資格確認申請書  
 イ 役員等一覧  
 ウ 入札・要求仕様書の 4 (3) に掲げる提出書類一式（様式は任意とする。）
- (2) 提出方法  
 電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1 つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1) アに添付する (1) テイ及びウの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等、1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウの書類の目録を (1) アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
 公告の日から平成 26 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで
- (4) 提出先  
 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 26 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで受け付ける。
- (2) 入札・要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
 入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 26 年 8 月 27 日（水）午後 5 時まで行う。
- (3) 入札の方法  
 ア 電子入札システムによる入札の方法  
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 26 年 8 月 27 日（水）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。  
 イ 紙入札による入札の方法  
 (ア) 日時 平成 26 年 8 月 28 日（木）午後 2 時  
 (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室  
 (ウ) 入札書の提出方法  
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入

- 札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年8月27日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務の名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などにこれらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(84ヶ月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 5(3)に掲げる期限  
イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
(本公告に係る入札・契約担当部局)

- 熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務係  
 電話番号 096-381-0110 (内線 4712)  
 ファックス番号 096-381-0110 (内線 4719)
- (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455  
 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (日曜日、土曜日、国民の祝日  
 に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment (調達する役務の名称、数量)  
 X-ray Micro Analyzer System  
 (Scanning electron microscope / Energy Dispersive Spectrometer System)
- (2) Date and Place for tender: (入札期日)  
 Date: 2:00 p.m., August 28, 2014  
 Place: Kumamoto Prefectural Police Headquarters Building 2F  
 Conference room #201
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)  
 Forensic Science Laboratory  
 Kumamoto Prefectural Police Headquarters  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8610, Japan  
 Phone: 096-381-0110 EXT. 4712
- (4) Other (その他)  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 26 年 7 月 15 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 10 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校学則 (昭和 40 年熊本県教育委員会規則第 16 号) の一部を次のよう  
に改正する。

別表 (第 4 条関係) 中

熊本県立荒尾高等学校	全日制	普通科 理数科	を
	定時制	普通科	
熊本県立南関高等学校	全日制	普通科	」

熊本県立岱志高等学校	全日制	普通科	」に改め、
	定時制	普通科	

熊本県立天草高等学校倉岳校の項の次に次のように加える。

熊本県立牛深高等学校	全日制	普通総合学科
------------	-----	--------

別表 (第 4 条関係) 中

熊本県立牛深高等学校	全日制	普通科	を
熊本県立上天草高等学校	全日制	普通科 情報会計科 福祉科	
熊本県立河浦高等学校	全日制	普通科 園芸科学科	

熊本県立上天草高等学校	全日制	普通科 情報会計科 福祉科	」に、
-------------	-----	---------------	-----

熊本県立芥明高等学校	全日制	普通科 商業科 園芸科学科 食品科学科 生活情報科	を
熊本県立芥洋高等学校	全日制	普通科 海洋開発科 水産食品科	

熊本県立天草拓心高等学校	全日制	普通科 商業科 生物生産科 食品科学科 生活科学科 海洋科学科	」に改める。
--------------	-----	---------------------------------------	--------

附 則

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立荒尾高等学校  
全日制普通科 理数科 定時制普通科、熊本県立南関高等学校全日制普通科、熊本県立  
牛深高等学校全日制普通科、熊本県立河浦高等学校全日制普通科 園芸科学科、熊本県  
立芥明高等学校全日制普通科 商業科 園芸科学科 食品科学科 生活情報科及び熊本  
県立芥洋高等学校全日制普通科 海洋開発科 水産食品科は、この規則による改正後の  
熊本県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、存続  
するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年7月15日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

**熊本県教育委員会規則第11号**

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）  
の一部を次のように改正する。

別表の県北学区の項高等学校名の欄中「荒尾高等学校」を「岱志高等学校」に改める。  
別表の県南学区の項高等学校名の欄中「牛深高等学校」「上天草高等学校」「河浦高等  
学校」及び「芥明高等学校」を「上天草高等学校」及び「天草拓心高等学校」に改める。  
附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表に規定する荒  
尾高等学校、牛深高等学校、河浦高等学校及び芥明高等学校の通学区域については、こ  
の規則による改正後の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわら  
ず、平成29年3月31日までの間、存続するものとする。

**熊本県行政文書等管理委員会公告第1号**

平成26年度第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。  
平成26年7月15日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 渡 邊 榮 文

- 1 開催日時  
平成26年7月18日（金）  
午前10時00分から（2時間程度）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題  
(1) 行政文書ファイル管理簿について  
(2) 行政文書管理状況報告について  
(3) 条例委任事項を定める規則その他の規程諮問 等
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議  
の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を  
満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超え  
る希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**正 誤**

平成26年6月1日熊本県公告第302号の3（財政事情の公表）中に誤りがあったの  
で、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
別冊 102	議会議長 1	2 1